

# お仕事でのケガには、労災保険!

## 労働者の方のお仕事のケガには、 健康保険、国民健康保険は使えません。

工作中的のケガを防ぐためには、まず事前に災害を発生させないための対策（整理・整頓・清掃・清潔にする、機械に近付かない、ヘルメット・安全帯を使用するなど）が大切です。

しかし、万が一、労働者の方が工作中にケガをした場合、医師の診察を受け、休業するように言われた場合には、医師が必要と認める期間は安静にし、治療に専念しましょう。

また、治療に関しては、労災保険の手続きをしましょう。

労災保険は、原則、働く人を1人でも雇用していれば事業主が加入手続きをとることになっています。

労災保険は、労働者が工作中または通勤途中に、それらを原因としてケガや病気にかかった場合、労働者の皆様からの請求に基づき、治療費などの給付、休業中の賃金補償、治療終了後の後遺症への補償などを行っています。

(裏面もご覧ください)

# 労災保険の仕組み

## 1 労災保険料は、事業主が全額負担します。

参考

健康保険、厚生年金 → 事業主 50%、労働者 50%の負担

国民健康保険、国民年金 → 労働者 100%負担

## 2 労災保険による療養を行った場合は、自己負担はありません。

(ただし保険適用外、私病分などを除きます)

## 3 ケガ・病気の療養のため働くことができず、給料を受けられない場合には、休業補償として、給付基礎日額の6割相当の給付金に加えて2割相当の特別支給金を受け取ることができます。(合わせて8割相当)

参考

健康保険 → 標準報酬日額の6割強相当分の傷病手当金

国民健康保険 → 賃金補償なし

## 4 治療が終了し、一定の後遺症が残った場合には、後遺症の程度に応じて、一時金ないし年金が支給されます。

なお、労災年金は、障害基礎年金・障害厚生年金と同時に受け取ることができます(金額は一部調整されます)。

## 5 頭を打った場合などに後日、後遺症が生じる可能性があります。労災保険では後遺症の補償の対象になるものであっても、厚生年金や国民年金では補償対象とならないこともあります。

労災保険では、厚生年金や国民年金と比べて後遺症の補償範囲が幅広くなっています

## 6 ケガ・病気になった後、退職したとしても、労災保険の補償は継続されます。

労災保険は、労働者の方が安心して治療に専念できるように手厚い補償を行っています。

それぞれの補償は、労働基準監督署にて支給決定しています。

一部例外となる事案もありますので、ご不明な点は、水戸労働基準監督署までお問い合わせください。



## 水戸労働基準監督署

茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎3F

☎ 029 (226) 2237

窓口時間 月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)  
8:30～17:15